

寝屋川市みんなのまち基本条例 検 証 報 告 書

令和 4 年 6 月

寝屋川市みんなのまち基本条例
検 証 会 議

目 次

1 はじめに	1
2 市政の推進（取組）	2
(1) 市民協働（第4条・第5条）	2
(2) 安全・安心の向上（第6条）	3
(3) 情報の発信・情報公開（第7条・第8条）	4
(4) 個人情報保護（第9条）	6
(5) 市民活動への支援（第10条）	7
(6) 市民参画（第11条）	7
(7) 市政運営（第19条）	9
(8) 財政運営（第20条）	10
(9) 行政評価（第21条）	11
(10) 行政手続（第22条）	11
(11) 法令遵守（第23条）	12
(12) 国、他の自治体等との連携（第24条）	13
3 条文の検証	15
(1) 検証に当たっての視点	15
(2) 条文の検証	16
4 条例と他例規との整合性	20
参考資料	

1 はじめに

市では、市民、議会及び行政が信頼関係を深め、「みんなが誇れる住みよいまち」の実現を目指し、平成 20 年 4 月に、自治の基本ルールを定めた「みんなのまち基本条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、市民がまちづくりの主役であることを基本として、市民・議会・行政のそれぞれの役割と責務を果たしながら、協働のまちづくりを推進してきました。

条例第 27 条では、時代の変化等によって各条項が形骸化することを防ぎ、条例の実効性を確保するため、「市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとって検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。」と規定しています。

平成 24 年度には、条例の施行後初めての検証を行い、地域協働に関する規定（第 4 条第 2 項）及び安全・安心の向上に関する規定（第 6 条）が追加されました。また、平成 29 年度の検証では、第 6 条（安全・安心の向上）において、「災害、防災力」に加え、「犯罪、防犯力」についての規定が追加されるとともに、総合計画について議会の議決を経て基本構想を定める旨の規定（第 19 条第 2 項）が追加されました。

前回検証からこの間、平成 31 年 4 月の中核市移行を始め、新型コロナウイルス感染拡大による生活様式や社会経済活動の変化がもたらす自治やまちづくりに関する影響など、市を取り巻く環境は大きく変動しています。

本書では、令和 4 年度に開催予定のみんなのまち基本条例検証委員会による条例検証に向けて、市民参画、協働に関する取組状況等を確認するとともに、条例が社会情勢に適合しているか等の視点から行った庁内での検証内容を取りまとめました。

2 市政の推進（取組）

(1) 市民協働（第4条・第5条）

市が持続的に発展していくためには、市民・地域団体・事業者など地域で生活する人々と、議会そして行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、協働してまちづくりを推進していくことが不可欠です。

市民相互の協働（第4条関係）について、本市においては、自治会や民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会を始め、地域活動団体やNPO法人など多様な主体がまちづくりに参画しています。平成27年4月には、市内全小学校区において地域協働協議会が設立され、住民や団体が協力・連携し、防災、福祉、環境美化など地域の課題を解決するための活動を行っています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従来のような地域活動ができない中で、一人暮らし高齢者の個別訪問やイルミネーションの実施など、住民同士のつながりを継続し、まちを活気づける活動に取り組まれる地域もあり、市民相互の協働によるまちづくりが推進されています。

市民と行政の協働（第5条関係）については、一級河川寝屋川等の清掃活動を行うクリーンリバー寝屋川作戦などの環境美化・保全に関わる協働の取組のほか、市総合計画策定に係る市民ワークショップや地域協働協議会からの地域課題の聞き取りの実施など、市民と行政の協働による取組が推進されています。

活力ある地域づくりのため、引き続き、協働による地域課題解決に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

【平成29年度から令和3年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・寝屋川市第四中学校区小中一貫校建設内容検討ワークショップの開催
(平成29年度)
- ・環境フェアの開催（平成29年度～）
- ・寝屋川市総合計画策定に係る市民ワークショップの開催及び地域協働協議会からの地域課題の聞き取り（平成30年度）
- ・寝屋川文化芸術祭の開催（平成30年度～）
- ・折り畳み式箱型ネット購入費補助による支援（令和元年度～）
- ・通いの場介護予防活動支援事業（補助金、専門職派遣）による支援
(令和2年度～)
- ・寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会の設立（令和3年度）

(2) 安全・安心の向上（第6条）

防災の取組として、市では、「国土強靱化地域計画」及び「地域防災計画」に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災活動の総合かつ効果的な実施を図っています。また、家庭用防災用品の購入補助や総合防災ガイドブックの全戸配布、防災備蓄センターの整備のほか、高宮ポンプ場の整備や古川雨水幹線バイパス管工事などの浸水対策に加え、水道管路の耐震化を進めるなど、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策に取り組んできました。

地域では、自主防災組織を中心に自主的な防災訓練の実施等に取り組むとともに、平成 29 年度から校区自主防災協議会と地域協働協議会（安全安心部会）を統合し、より効果的な防災活動を推進しています。また、平成 30 年度までに、全 24 小学校区において、避難所開設・運営マニュアルが作成されました。

防犯の取組として、市内に設置した 2,000 基の防犯カメラの運用や小中学校の夏季・冬季休業期間等の夜間防犯パトロールなどを通じ、市民の安全・安心の向上や犯罪抑止に努めるとともに、令和 2 年度からは、犯罪学の学識経験者等で構成される犯罪学研究センターによる調査・研究を通じた犯罪抑止施策の提案を受け、より効果的な防犯施策の検討を進めているところです。

令和 2 年 1 月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、現在も収束に至らず、市民の健康と生活に与える影響は、災害時レベルであるとの認識が必要な状況となっています。市では、市民の命と生活を守ることを最優先として、新型コロナウイルスに対する対応フェーズの設定や市立学校園等・保育所への対処方針の策定、ワクチン接種などの感染症対策を推進するとともに、濃厚接触者等への配食サービスなどの支援を実施してきました。

今後とも、安全・安心の向上のため、市民・地域団体・事業者・行政等が協力し、それぞれの立場でその役割を果たしていくことが必要です。

【平成 29 年度から令和 3 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

〔防災関係〕

- ・家庭用防災用品購入補助（平成 29 年度～令和元年度）
- ・地域防災計画の改訂（平成 29 年度・令和 3 年度）
- ・総合防災ガイドブック全戸配布（平成 30 年度）
- ・ブロック塀等撤去・改修促進事業補助（平成 30 年度・令和元年度）
- ・洪水ハザードマップの更新（平成 30 年度・令和 3 年度）
- ・国土強靱化地域計画の策定（令和 2 年度）
- ・防災備蓄センターの整備（令和 2 年度）
- ・古川雨水幹線バイパス管の整備（令和 2 年度～）
- ・ブロック塀等撤去補助（令和 2 年度～）

〔防犯関係〕

- ・自動通話録音装置貸与事業の実施（平成 29 年度・令和 3 年度～）
- ・まちを見守る「動く防犯カメラ」事業の実施（令和 2 年度～）
- ・犯罪認知件数減少に向けた施策立案の実施（令和 2 年度～）
- ・夜間防犯パトロール事業の見直し（実施期間の拡充及び時間帯の変更）
（令和 2 年度～）
- ・市域防犯カメラ 2,000 基の管理・運用（令和 3 年度～）

〔新型コロナウイルス感染症対策関係〕

- ・PCR 外来の運営（令和 2 年度～）
- ・介護施設従事者定期 PCR 検査（令和 2 年度～）
- ・濃厚接触者等健康観察支援（配食サービス等）（令和 2 年度～）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種（令和 3 年度～）
- ・PCR 検査費用助成（令和 3 年度～）

(3) 情報の発信・情報公開（第 7 条・第 8 条）

市が保有する情報は市民の情報であるとの認識の下、「情報公開条例」に基づく公文書の開示の請求や申出に適切に対応するなど、市民と情報を共有し、市民の市政への参加の促進と公正で開かれた市政の推進を図っているところです。

特に、平成 29 年度からは、市公式アプリ「もっと寝屋川」を配信し、防災、防犯、子育て、教育など暮らしに役立つ情報の迅速な発信・共有を図っています。その他にも、従前から活用しているフェイスブックに加え、令和元年度からはツイッター、令和 2 年度からはインスタグラムといった SNS を活用し、市民が必要な情報を簡単に入手できる環境の充実を図り、市政への理解や関心を高めていただくための情報提供と、市政運営の透明性の確保に努めています。

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、市民の関心も高く、日々変化する新しい情報を提供する必要があり、こうした多様なツールを活用した情報発信を行うことで、市民に迅速かつ確実に情報を届けることにつながっています。

また、令和 3 年度には、市ホームページについて、高齢者や障害者を始めとする全ての利用者の利便性の向上を図るため、ウェブアクセシビリティに配慮した全面リニューアルを行うとともに、外国人が広報ねやがわを始めとする市発行物を母国語で閲覧できるサービスを導入しました。

引き続き、住んで良かったと評価されるまちを目指し、市民の参画や協働を推進するとともに、公正で効率的な市政運営を進めるため、情報が分かりやすく伝わるような工夫を不断に図る中で、より効果的な情報発信、情報公開に努めていくことが必要です。

【平成 29 年度から令和 3 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

・公文書開示請求・申出の状況

区 分		平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
		請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計
受 付 件 数		45	39	84	32	20	52	53	33	86	74	26	100	45	47	92
処 理 状 況	開 示	15	10	25	11	8	19	11	9	20	33	14	47	22	21	43
	部分開示	24	21	45	18	11	29	30	21	51	50	12	62	27	25	52
	開示拒否	0	4	4	0	0	0	3	1	4	1	0	1	1	1	2
	不開示 存 否 不 応 答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 存 在	6	3	9	10	2	12	15	1	16	25	5	30	6	5	11
	取 下 げ	3	7	10	0	0	0	2	4	6	3	1	4	0	0	0
計		48	45	93	39	21	60	61	36	97	112	32	144	56	52	108

※ 1 件の受付で複数の処理を含みます。

- ・市公式アプリの導入（平成 29 年度）
- ・SNSによる情報発信
（ツイッター：令和元年度～、インスタグラム：令和 2 年度～）
- ・外国人のための生活ガイドの改訂及び言語の拡充（令和 2 年度）
- ・「情報公開事務の手引」の更新（令和 3 年度）
- ・市ホームページのリニューアル（令和 3 年度）
- ・多言語デジタルブック閲覧サービスの導入（令和 3 年度）

(4) 個人情報保護（第 9 条）

社会のデジタル化が進展する中で、個人情報保護を取り巻く環境は大きく変化し、ますます重要なものとなっています。

市では、「個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適切かつ公正に取り扱い、市民の権利利益の保護と基本的人権の尊重に取り組んでおり、公正で信頼される市政の運営を推進しています。

特に、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）については、「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、特定個人情報保護評価を的確に実施するなど、適正な取扱いの確保に努めています。

今後も、DX（デジタルトランスフォーメーション）の本格化をも踏まえた上で、引き続き、個人情報や特定個人情報の保護に努めていくことが必要です。

【平成 29 年度から令和 3 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・個人情報開示等請求の状況

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
受 付 件 数		45	46	46	24	30	
処 理 状 況	開 示	18	11	17	9	4	
	部分開示	21	27	23	13	14	
	開示 拒否	不開示	2	2	1	0	0
		存 否 不応答	0	0	0	0	0
		不存在	5	8	9	5	12
	取 下 げ	1	1	3	0	2	
	計	47	49	53	27	32	
訂正請求受付件数		0	0	0	0	0	
削除請求受付件数		0	1	0	0	0	

※ 1 件の受付で複数の処理を含みます。

- ・「個人情報保護の手引」の更新（令和 3 年度）

(5) 市民活動への支援（第 10 条）

市では、自治会のコミュニティ事業への補助により、住民自治意識の高揚を図るとともに、地域協働協議会への基礎交付金の交付による支援、関係者会議における取組事例の共有を通じ、地域協働の取組を促進しています。また、市民活動センター、コミュニティセンター、池の里市民交流センター等の活用を促進するなど、市民活動の場や情報の提供に努めています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行は、感染防止対策に伴う外出自粛や人との接触機会の減少などにより、市民活動・コミュニティ活動に大きな影響を及ぼしています。

今後とも、市民や団体等が自主的に自立して活動できるよう、活動を担う人々の負担軽減に取り組むなど、適切な支援に努めていくことが必要です。

【平成 29 年度から令和 3 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・地域専任職員の配置（平成 30 年度～）
- ・地域協働協議会への事業メニューの提供（令和元年度～）

(6) 市民参画（第 11 条）

市では、審議会等の公開や公募委員の選任等の基準を明確にするため、「審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」を定めるとともに、市民の参画を促進するため、市広報誌や市ホームページで会議日程を公開するなど、市民への積極的な周知を行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、密を避ける必要があることから、書面による開催となるなど、対面での審議会等の開催回数を制限せざるを得ない状況が生じました。

また一方で、市民参画の理念や目的、具体的な取組等を示した「市民参画指針」に基づき、市民との協働の推進を図るとともに、各部局においてアンケート調査やパブリック・コメント手続制度など市民参画の多様な手法を活用することにより、市民の声を反映させたまちづくりを推進しています。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえる中で、市民参画を更に推進し、市民との協働によるまちづくりを積極的に進めていくことが必要です。

【平成 29 年度から令和 3 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

手 法	実 施 年 度	内 容
アンケート調査	平成29年度	・公共交通に関するアンケート調査
	平成30年度	・第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
	令和元年度	・地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査
	令和2年度	・第五次総合計画後期基本計画達成状況調査 ・第3次環境基本計画アンケート調査 ・障害福祉計画策定に係るニーズ調査 ・都市計画マスタープラン改定に係る市民アンケート調査
	令和3年度	第二次健康増進計画策定に係るアンケート調査
パブリック・コメント手続	平成29年度	・中核市移行基本方針 ・みんなのまち基本条例の一部改正 ・地域防災計画 ・立地適正化計画 ・健康増進計画 ・高齢者保健福祉計画（2018～2020） ・障害者長期計画（第3次計画）、障害福祉計画（第5期計画）及び障害児福祉計画（第1期計画） ・空き家等・老朽危険建築物等対策計画
	平成30年度	・興行場法施行条例 ・美容師法施行条例 ・理容師法施行条例 ・旅館業法施行条例 ・手と手で心をつなぐ手話言語条例 ・住宅宿泊事業法施行条例 ・みどりの基本計画（改定版） ・地域公共交通網形成計画
	令和元年度	・子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例 ・教育大綱 ・上下水道事業経営戦略 ・第2期子ども・子育て支援事業計画
	令和2年度	・第六次総合計画 ・国土強靱化地域計画 ・第3次子ども読書活動推進計画 ・社会教育推進計画 ・第5期ねやがわ男女共同参画プラン ・第3次環境基本計画 ・一般廃棄物処理基本計画 ・第4次地域福祉計画 ・高齢者保健福祉計画（2021～2023） ・障害福祉計画（第6期計画）及び障害児福祉計画（第2期計画） ・公共施設等総合管理計画個別計画（アクションプラン）
	令和3年度	・地域防災計画 ・第2次地球温暖化対策地域計画 ・都市計画マスタープラン

(7) 市政運営（第 19 条）

市では、令和 3 年 3 月の基本構想に係る市議会の議決を経て、令和 3 年度を初年度とする「第六次総合計画」を策定しました。また、同計画と統合して策定した「第 2 期市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体的な推進を図ることにより、市内外から選ばれるまちの実現に向け、各施策を展開することとしています。

今後も、人口減少・少子高齢化の更なる進行に伴い、市の行財政環境は一層厳しさを増すことが想定されることから、総合計画を基軸とした計画的かつ効果的・効率的な市政運営を推進することが必要です。

【平成 29 年度から令和 3 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

開 始 年 度	計 画 等
平成29年度	・ 公共施設等総合管理計画（平成 29 年度～令和 8 年度） ・ 地域防災計画（平成 29 年度～）
平成30年度	・ 健康増進計画（平成 30 年度～） ・ 第 2 期国民健康保険保険事業実施計画、第 3 期特定健康診査等実施計画（平成 30 年度～令和 5 年度） ・ 高齢者保健福祉計画（2018～2020） （平成 30 年度～令和 2 年度） ・ 障害者長期計画（第 3 次計画）（平成 30 年度～令和 5 年度） ・ 障害福祉計画（第 5 期計画）、障害児福祉計画（第 1 期計画） （平成 30 年度～令和 2 年度） ・ 立地適正化計画（平成 30 年度～） ・ 空き家等・老朽危険建築物等対策計画 （平成 30 年度～令和 4 年度）
令和元年度	・ 新型インフルエンザ等対策行動計画（令和元年度～） ・ 地域公共交通網形成計画（令和元年度～令和 5 年度） ・ みどりの基本計画改定版（令和元年度～） ・ 財政規律ガイドライン（令和元年度～令和 9 年度）
令和 2 年度	・ 働き方改革推進プラン（令和 2 年度～令和 4 年度） ・ 第 7 期定員適正化計画（令和 2 年度～令和 4 年度） ・ 市民サービスの『ターミナル化』推進計画 ・ 国土強靱化地域計画（令和 2 年度～令和 11 年度） ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 （令和 2 年度～令和 6 年度） ・ 上下水道事業経営戦略（令和 2 年度～令和 11 年度） ・ 教育大綱（令和 2 年度～令和 5 年度）

令和3年度	・デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画 （令和3年度～令和7年度） ・財政収支計画（令和3年度～令和5年度） ・地域防災計画（令和3年度～） ・第5期ねやがわ男女共同参画プラン （令和3年度～令和12年度） ・第4次地域福祉計画（令和3年度～令和7年度） ・高齢者保健福祉計画（2021～2023） （令和3年度～令和5年度） ・障害福祉計画（第6期計画）、障害児福祉計画（第2期計画） （令和3年度～令和5年度） ・第3次環境基本計画（令和3年度～令和12年度） ・一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～令和12年度） ・第2次地球温暖化対策地域計画（令和3年度～令和12年度） ・社会教育推進計画（令和3年度～令和9年度） ・第3次子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）
-------	---

(8) 財政運営（第20条）

市では、経費の節減やあらゆる財源の確保に努めるとともに、行財政改革を不断に進めることにより、平成16年度以降、普通会計において実質収支の黒字を確保しており、全ての会計でも平成25年度以降黒字となっています。

平成31年3月には、財政指標の目標設定や財政運営の見える化、標準化を図る「財政規律ガイドライン」を策定し、将来にわたって規律ある財政運営を確保するとともに、「財政収支計画」に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めることで、持続可能な財政の確立を目指すこととしています。

また、市の財政状況に関する情報を明らかにするため、市の予算・決算の状況を始め、発生主義の考え方に基づく財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）や、地方自治体の財政状況の健全度を示す健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）等の状況について、市広報誌・市ホームページ等を通じて公表しています。

今後とも、将来を見据えた計画的かつ健全で持続可能な財政運営に努めることが必要です。

【財政指標】

(単位：％)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実質赤字比率	-	-	-	-
(早期健全化基準)	(11.33)	(11.33)	(11.31)	(11.28)
連結実質赤字比率	-	-	-	-
(早期健全化基準)	(16.33)	(16.33)	(16.31)	(16.28)
実質公債費比率	1.7	1.8	0.4	△0.3
(早期健全化基準)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
将来負担比率	-	-	-	-
(早期健全化基準)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率については実質赤字額がないため、将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を上回るため、それぞれ「-」で表示しています。

(9) 行政評価（第21条）

市では、第五次総合計画において、基本計画に基づいて実施する具体的な取組を示す「実行シート」を作成し、計画的に取組を推進するとともに、令和3年度に第五次総合計画の最終総括（平成23年度から令和2年度までの10年間分）を実施しました。これまでの実績や成果等を整理し、令和3年度を初年度とする第六次総合計画においても、引き続きPDCAサイクルによる効果的・効率的な行政運営に努めていくこととしています。

今後も、行政評価の結果を施策に適切に反映し、不断に見直しや改善を図ることで、より満足度の高い市民サービスの提供につなげていくことが必要です。

【平成29年度から令和3年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・第五次総合計画最終総括の実施（令和3年度）

(10) 行政手続（第22条）

市では、「行政手続条例」に基づき、行政手続について明確化することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう努めています。

また、「パブリック・コメント手続要綱」に基づき、義務を課し又は権利を制限するなどの条例を制定する場合には、パブリック・コメント手続を実

施し、当該条例の制定過程における公正の確保と透明性の向上を図っています。

今後とも、公正で透明性の高い行政運営を行っていくことが必要です。

(11) 法令遵守（第 23 条）

市では、服務規律の徹底や職員研修の実施などにより、職員の倫理意識を高め、市民の信頼を確保するための取組を進めています。

そして、各職場においては、地方自治法や地方公務員法を始め、それぞれの業務における関係法令を遵守するとともに、個人情報や様々な行政情報等を適正に取り扱い、法令遵守を常に意識して職務を行っています。

令和元年度からは、中核市に移行したことに伴い、公認会計士や弁護士など専門知識を有する外部人材が市の事務を監査する包括外部監査を実施し、監査の結果・意見を踏まえた適正な事務執行を図っています。

また、「法令遵守に関する条例」に基づき、所定の公益通報に的確に対応するとともに、不当要求行為への対応についても同条例で制度化するなど、事務・事業の遂行等における法令の遵守を推進しています。

さらに、地方自治法の改正により、令和 2 年 4 月から都道府県知事や指定都市市長に内部統制体制の整備・運用が義務付けられたことも踏まえ、市における内部統制制度の構築を進めています。

今後とも、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組み、公正な事務・事業の遂行等を行っていくことが必要です。

【平成 29 年度から令和 3 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

- ・「寝屋川市における内部統制制度の方向性」の策定（平成 30 年度）
- ・包括外部監査の導入（令和元年度～）

(12) 国、他の自治体等との連携（第 24 条）

人口減少・少子高齢化の進行による地域経済や市財政の縮小などにより、地方を取り巻く環境はより厳しさを増すことが想定される中、広域にまたがる課題、市だけでは解決困難な課題等の解決を図っていくためには、近隣自治体はもちろんのこと、国、大阪府、関係市町村・団体等との連携・協力体制の強化が不可欠です。

こうした状況を踏まえ、市では、全国市長会、中核市市長会、大阪府市長会、北河内都市連絡会等を通じ、広域的に調査・研究、要望等を行っています。また、学校法人・公立大学法人の 9 法人及び金融機関の 1 法人に加え、民間企業等と包括連携協定や個別連携協定等を締結し、地域産業振興・活性化、人材の育成、まちづくりなどの様々な分野において連携しています。

特に、平成 31 年 3 月には、西日本旅客鉄道株式会社と締結したまちづくりに関する連携協定を契機に東寝屋川駅が寝屋川公園駅に改称されました。

今後とも、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い生じる様々な課題の解決を図るため、国、大阪府、関係市町村、関係団体、民間企業等との連携の強化に努めていくことが必要です。

【平成 29 年度から令和 3 年度までの主な取組（新規・拡充事業）】

・民間企業等との包括連携協定の締結

株式会社ジェイコムウエスト北河内局（平成 29 年度）

株式会社関西ぱど（平成 29 年度）

イオン株式会社（平成 30 年度）※四條畷市と三者で締結

寝屋川市内郵便局（令和元年度）

・民間企業等との個別連携協定の締結

美津濃株式会社【スポーツ振興・市民の健康推進】（平成 30 年度）

株式会社 F・O・インターナショナル【子育て支援】（令和元年度）

江崎グリコ株式会社【子育て支援】（令和 2 年度）

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科【職員の人材育成等】

（令和 2 年度）

・西日本旅客鉄道株式会社とのまちづくりに関する協定の締結

（平成 30 年度）

- 高齢者見守りネットワーク推進事業に関する連携協定
寝屋川市内郵便局（平成 30 年度）
第一生命株式会社大阪東支社（令和元年度）
千成ヤクルト販売株式会社（令和元年度）
- 大阪労働局との雇用対策協定に基づく出張マザーズコーナーの開設
（平成 29 年度～）
- ハローワーク枚方・枚方雇用開発協会との連携による子育て世代の仕事探し応援事業の実施（令和 2 年度～）

3 条文の検証

(1) 検証に当たっての視点

条例の検証に当たっては、以下の4つの視点に基づき、章ごとに検証を行いました。

① 社会情勢に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、景気動向の不確実性、新型コロナウイルス感染症の拡大を含めた災害の発生など、本市を取り巻く環境の変化や国の法律の制定改廃などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が現在の社会情勢に適合しているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

② 形骸化していないか

条例制定時の意義や内容が失われたものとなっている事項等がないかどうかの視点で検証

③ 本市にふさわしいものであり続けているか

条例制定から現在に至るまでの市政運営に係る状況の変化などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が、本市にふさわしい事項や内容となっているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

④ 基本条例としてふさわしい規定となっているか

条例は、条例原案を公募市民等を構成員とする市民検討委員会で作成したものであることなどから、制定当時の思いを念頭に置きながら、自治基本条例としてふさわしいかどうかの視点で検証

(2) 条文の検証

【前文】

〔意見 1〕

「人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。」とあるが、様々な課題の事例として「急速なデジタル技術の進展」、「激甚化する自然災害」等を追記する。



〔検証結果 1〕

「急速なデジタル技術の進展」及び「激甚化する自然災害」については、現状における極めて重要な課題の一つではあるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を始め、想定し得ない社会課題が今後生じることも想定されることから、現行の「様々な課題」と表現することが適当であり、現行の規定どおりとする。

〔意見 2〕

「私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、」とあるが、社会の多様化が進んでいることに鑑み、「私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、多様性を認め合い、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、」に改める。



〔検証結果 2〕

人口減少・少子高齢化が進み、今後、市を取り巻く環境は厳しさを増すことが想定される中、将来にわたって発展するまちを実現していくためには、市民一人一人が個性と能力を発揮することに加えて、相互に多様な個性や価値観を尊重し、認め合う地域づくりの推進が不可欠であることから、規定において、「多様性を認め合い」と追記する。

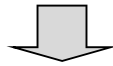
【第1章 総則】

検証の結果、条文の見直し等の必要性は認められませんでした。

【第2章 協働】

〔意見3〕

第6条は、市民（第1項）及び行政（第2項）に係る「自然災害、犯罪等」の有事における役割・責務を規定しており、「自然災害、犯罪等」には、現下の新型コロナウイルス感染症等のパンデミックを含むと解釈できるものの、パンデミックを含むことが明確になるよう「自然災害」を「災害」に改める。または、「自然災害、犯罪等」を「自然災害、犯罪、感染症等」に改める。

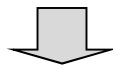


〔検証結果3〕

平成31年4月に中核市に移行し、保健所業務を担う本市にあっては、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症、食中毒などの原因により生命と健康の安全を脅かす事態（健康危機）への対応は必須であるところ、本条項の対象として明確となるよう「自然災害、犯罪等」を「自然災害、健康危機、犯罪等」に、「防災力、防犯力等」を「防災力、健康危機対応力、防犯力等」に変更する。

〔意見4〕

第7条第1項「行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。」に関して、市民に情報を効果的に届ける必要があることから、「行政は、必要な情報を市民に分かりやすく、かつ、積極的に発信し、透明性を確保しなければならない。」などに改める。



〔検証結果4〕

市では、この間、SNSや市公式アプリでの情報の提供を始めたほか、ウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページへのリニューアルや多言語デジタルブック閲覧サービスの導入を通じ、世代等を問わず全市民が必要な情報を入手できる環境の充実を図ってきた。今後も、様々な媒体と活用した積極的な情報の発信が求められるところである。

しかしながら、第7条第1項中の「市民と情報を共有して」という事象は、行政からの情報発信無くして成し得るものではなく、当然に「情報発信」の趣旨を含んだものである。

また、第7条第3項には、行政は、政策等の内容などを分かりやすく説明しなければならないことを規定しており、積極的な情報発信を行う趣旨が含まれている。

以上から、行政からの積極的な情報発信を行うことは、現行規定において当然に含まれていると考えられることから、現行の規定どおりとする。

【第3章 市民】

検証の結果、条文の見直し等の必要性は認められませんでした。

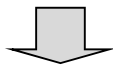
【第4章 議会】

市議会で検証を行います。

【第5章 行政】

〔意見5〕

市民サービスの提供に当たっては、ニーズに即したサービスを提供するため、市民ニーズの把握が必要である。第14条第1項では、議会の責務として、「議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し」と規定されていることから、行政についても同様に、市民の意思の調査に努める積極的な姿勢が求められるため、第17条第2項に、「市民ニーズの把握に積極的に努め」などの文言を追加する。

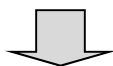


〔検証結果5〕

個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民ニーズも多様化する中、市の情報の発信とともに、受信についてもその重要性がますます高まってきていることから、市民ニーズは極めて重要な視点である。なお、第16条に「市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、」としており、ニーズの把握についても、当然に含まれると考えられるため、現行の規定どおりとする。

〔意見 6〕

国、他の自治体等との連携に関し、現状において、市では、国、他自治体にとどまらず、民間企業や学校法人等との連携を積極的に進めている。少子高齢化やグローバル化の進展などに伴い、行政課題・地域課題は複雑・多様化しており、これらの解決のため、公民連携の重要性が更に高まってくると考えられる。このことから、第 24 条について、「国、他の自治体等」を「国、他の自治体、民間企業等」などと改め、民間との連携を明確に規定する。



〔検証結果 6〕

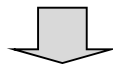
現在の社会状況を踏まえ、公民連携は非常に重要な視点であり、更なる連携を進める必要があるものの、第 24 条は、国、他の自治体のほか、大学、NPO 等の関係機関、民間企業等を概念に含み、「国、他の自治体等」としていることから、民間企業のみを追加することは行わず、現行の規定どおりとする。

【第 6 章 条例の実効性の確保等】

〔意見 7〕

条例を検証するに当たっての 4 つの視点は、今後検証するに当たっての視点としても重要であり、同じ視点で検証を重ねるにつれ、改正する可能性が低くなることが想定される。

第 27 条の「この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い、」について、今後の検証の形骸化を防ぐ観点からも、「社会情勢に応じて検証を行い、」又は「5 年程度の期間ごとに検証を行い、」に変更する。



〔検証結果 7〕

デジタル化やグローバル化の進展など社会が速く激しく変化する現状においては、5 年程度を目安に検証することが有要であると考えられる。しかしながら、今後も数次にわたり検証を繰り返す中で、「検証の形骸化」が懸念されるところであり、引き続き、検証の時期を始め、規模、方法など検証の在り方について、検討することとする。

4 条例と他例規との整合性

条例と各課等が所管している例規との整合性が図られているかについて、以下の2つの視点に基づき、検証を行いました。

- ① 「市民」について、条例第2条第1号と同様に規定できるにもかかわらず、規定していないものがないか
- ② 条例第3条「基本理念」及び「第2章 協働」（第4条～第11条）の考え方に相容れない例規がないか

検証の結果、該当する条文はありませんでした。

【〔参考〕平成29年度以降に制定された主な条例・規則】

<条例>

- ・寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の区域内における建築物に関する条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画幸町東地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例
- ・寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例
- ・寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例
- ・寝屋川市生産緑地地区の区域の規模に関する条例
- ・寝屋川市教育委員会の委員の数を定める条例
- ・寝屋川市社会福祉審議会条例
- ・寝屋川市外部監査契約に基づく監査に関する条例
- ・寝屋川市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市手と手で心をつなぐ手話言語条例

- ・寝屋川市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市民生委員定数条例
- ・寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市小児慢性特定疾病審査会条例
- ・寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例
- ・寝屋川市保健所条例
- ・寝屋川市保健所事務手数料条例
- ・寝屋川市食品衛生法施行条例
- ・寝屋川市理容師法施行条例
- ・寝屋川市興行場法施行条例
- ・寝屋川市旅館業法施行条例
- ・寝屋川市公衆浴場法施行条例
- ・寝屋川市化製場等に関する法律施行条例
- ・寝屋川市診療所における専属の薬剤師の設置の基準を定める条例
- ・寝屋川市クリーニング業法施行条例
- ・寝屋川市と畜場法施行条例
- ・寝屋川市美容師法施行条例
- ・寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ・寝屋川市感染症診査協議会条例
- ・寝屋川市総合教育研修センター条例
- ・寝屋川市立青少年の居場所条例
- ・寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例
- ・寝屋川市住宅宿泊事業法施行条例
- ・寝屋川市長の給料等の特例に関する条例
- ・寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例
- ・寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例
- ・寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

- ・寝屋川市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例
- ・寝屋川市動物愛護管理員設置条例
- ・寝屋川市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例
- ・寝屋川市特別職の職員の給料等の特例に関する条例
- ・寝屋川市立児童デイサービスセンター条例
- ・寝屋川市立図書館条例

＜規則＞

- ・寝屋川市待機児童保育施設整備事業者選定委員会規則
- ・寝屋川市携帯端末用アプリケーションソフト構築事業者選定委員会規則
- ・寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会規則
- ・寝屋川市ふるさと寄附金に関する規則
- ・寝屋川市立小・中学校教職員安全衛生管理規則
- ・寝屋川市子育てリフレッシュ館遊びスペース設置事業者選定委員会規則
- ・寝屋川市地域保健審議会規則
- ・寝屋川市緑の基本計画審議会規則
- ・寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ・寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則
- ・寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例施行規則
- ・寝屋川市立子育てリフレッシュ館処務規則
- ・寝屋川市外部監査人選定委員会規則
- ・寝屋川市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則
- ・寝屋川市保健所処務規則
- ・寝屋川市高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則
- ・寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則
- ・寝屋川市総合教育研修センター処務規則
- ・寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則
- ・寝屋川市食品衛生法施行細則

- 寝屋川市理容師法施行細則
- 寝屋川市興行場法施行細則
- 寝屋川市旅館業法施行細則
- 寝屋川市公衆浴場法施行細則
- 寝屋川市化製場等に関する法律施行規則
- 寝屋川市クリーニング業法施行細則
- 寝屋川市と畜場法施行細則
- 寝屋川市美容師法施行細則
- 寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- 寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則
- 寝屋川市住宅宿泊事業法施行細則
- 寝屋川市温泉法施行細則
- 寝屋川市狂犬病予防法施行細則
- 寝屋川市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則
- 寝屋川市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条第 2 項の規定に基づく費用の負担に係る認定に関する規則
- 寝屋川市動物の愛護及び管理に関する規則
- 寝屋川市健康増進法施行細則
- 寝屋川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
- 寝屋川市柔道整復師法施行細則
- 寝屋川市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
- 寝屋川市国庫補助対象社会福祉施設等選定委員会規則
- 寝屋川市社会福祉審議会規則
- 寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する規則
- 寝屋川市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
- 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則
- 寝屋川市保健所長委任規則
- 寝屋川市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則
- 寝屋川市民生委員・児童委員表彰規則
- 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業者選定委員会規則

- 寝屋川市立学校施設目的外使用規則
- 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則
- 寝屋川市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則
- 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則
- 寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則
- 寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例施行規則
- 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則
- 寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則
- 寝屋川市立児童デイサービスセンター条例施行規則
- 寝屋川市市制施行 70 周年記念ロゴマーク使用規則

参 考 資 料

目 次

協働の主な取組	1
寝屋川市みんなのまち基本条例	28
寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議設置要綱	34
寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム構成員名簿	36
寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム会議開催状況	37
寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議名簿	38
寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議開催状況	39

協働の主な取組

区 分	説 明	取組数
① 共 催	市民活動団体等と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態 <取組例> イベントの共同実施	9
② 補助・助成	市民活動団体等が主体的に行う事業等を育成・助長するため金銭又は物品等を交付する形態 <取組例> 補助金交付、物品貸与	32
③ 委 託	行政が市民活動団体等（営利企業を除く。以下同じ。）に対して、委託して事業を行う形態 （市民活動団体等の専門性や地域性、機動力、組織などを尊重し、いかすことができるものであることが必要で、行政側の財政的な負担軽減のみを目的として委託するものは除く。） <取組例> 公の施設の管理運営（コミュニティセンター等の指定管理）、公益活動（社明の推進など）の委託	27
④ 政策形成過程への参画	行政が、事業計画や施策検討の際に市民、市民活動団体等から提案を受けたり、意見を聴いたりする形態	97
	1 アンケート調査	15
	2 パブリック・コメント手続	34
	3 ワークショップ	4
	4 審議会等	32
	5 地域の連絡会等	6
	6 その他	6
⑤ その他	上記①～④のいずれにも該当しない協働事業	36
計		201

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
1	① 共催	歯の健康展	口腔衛生の啓発・普及を図るため、歯の健康について体験学習できるイベントを市、歯科医師会、教育委員会との共催で実施。 【共催団体：一般社団法人寝屋川市歯科医師会】	昭和52年度 ～	健康づくり 推進課
2	① 共催	農業まつり	市民に都市農業の重要性について理解を深めていただくとともに農業に対する意識の啓発を行うことにより、本市の農業の維持、発展に寄与することを目的として実施。 【共催団体：北河内農業協同組合、九個荘農業協同組合】	昭和57年度 ～	産業振興室
3	① 共催	健康長生塾	健康意識の高揚や生活習慣の改善志向を踏まえ、健康で明るい暮らしを築くために、市と医師会の共催で全7回の教室を実施。 【共催団体：一般社団法人寝屋川市医師会】	平成5年度 ～	健康づくり 推進課
4	① 共催	成人教育講座	成人を対象に、市民ニーズに合致したテーマで講座を開催し、幅広い視野と豊かな感性を培うための学習機会を提供。 【共催団体：寝屋川市立校団PTA協議会、6コミセン、ふらっとねやがわ】	平成6年度 ～令和2年度	社会教育課
5	① 共催	クリーンリバー寝屋川作戦	一級河川寝屋川を市民が親しみ憩える川として、市民との協働による河川の清掃活動を実施。一級河川寝屋川とたち川の12か所において、年2回（春・秋）、一斉に清掃を実施。 【共催団体：ねや川水辺クラブ】	平成12年度 ～	下水道事業 室
6	① 共催	市立埋蔵文化財資料館展示の説明	市立埋蔵文化財資料館条例第3条に基づき、市立埋蔵文化財資料館において、寝屋川市の歴史や展示資料について市民公募のボランティアによる説明を実施。 【共催団体：寝屋川市文化財展示説明ボランティアの会】	平成16年度 ～	文化スポー ツ室
7	① 共催	自然環境学習	市環境基本計画に基づき、身近な自然を観察し、環境問題についての正しい理解と関心を高めることを目的に自然観察会を開催。 【共催団体：寝屋川市自然を学ぶ会・水辺に親しむ会・日本野鳥の会（令和2年度まで）】	平成18年度 ～	環境総務課
8	① 共催	自然体験学習・資料室	自然を学ぶ楽しさを広げる場として、行政と市民との協働で事業を実施。自然体験学習室では、日常的な活動で手作り工作・講座・施設周辺の環境など、様々な楽しい活動等を実施。 【共催団体：自然資料施設運営スタッフの会】	平成18年度 ～	文化スポー ツ室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
9	① 共催	すてきに生きるくすりと健康展	医薬品への理解を深めるため、薬と健康について体験学習できるイベントを実施。 【共催団体：寝屋川市薬剤師会】 ※平成29年度以前は後援	平成30年度～	健康づくり推進課
10	② 補助・助成	防犯協会の活動	警察による防犯活動に協力するとともに、自治会、寝屋川警察等の関係団体と密接な連携の下に総合防犯対策を行う防犯協会の活動を支援するため、補助金を交付。	昭和24年度～	監察課
11	② 補助・助成	PTA協議会の活動	幼稚園・小学校・中学校の合計40校園の単位PTAと連携を図りながら、地域における様々な活動を支援するとともに、青少年の健全育成等に取り組んでいる市立校園PTA協議会の活動を支援するため、補助金を交付。	昭和26年度～	青少年課
12	② 補助・助成	更生保護団体活動への支援	犯罪や非行のない地域社会を作るため、更生保護三団体（保護司会・更生保護女性会・BBS会）の活動を支援。	昭和27年度～	市民活動振興室
13	② 補助・助成	保存樹の維持管理	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「寝屋川市美しいまちづくり条例」に基づき、市が保存樹を指定し、維持管理費の一部を助成。	昭和52年度～	公園みどり課
14	② 補助・助成	スポーツ少年団の育成	軟式野球、サッカー、合気道等のスポーツ少年団に対し、マラソン大会やすさみ町スポーツ少年団との交流事業等、青少年の健全育成の推進に対し、補助金を交付。	昭和52年度～	文化スポーツ室
15	② 補助・助成	防犯灯の整備	地域の防犯環境の整備及び防犯灯のLED化を推進し、防犯対策の充実を図るため、自治会による防犯灯の維持管理及び新設・改造に対し、補助金を交付。	昭和53年度～	市民活動振興室
16	② 補助・助成	寝屋川まつり	にぎわいのあるまちづくりを支援するため、寝屋川まつり実行委員会が実施する本市最大のイベントである寝屋川まつりに対して補助金を交付。	昭和53年度～	市民活動振興室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
17	② 補助・助成	海外姉妹都市・友好都市交流	海外姉妹・友好都市との交流を通じて、市民の国際感覚の醸成や外国人に対する理解を深めるため、都市交流団体が行う海外姉妹都市・友好都市との交流事業（受入れ・派遣）に対して補助金を交付。	昭和57年度～	市民活動振興室
18	② 補助・助成	自治会のコミュニティづくり	地域コミュニティの活性化を図るため、自治会集会所の整備や地域コミュニティづくり事業（まつり、盆踊り等）に対し支援。	昭和58年度～	市民活動振興室
19	② 補助・助成	健康花壇	市民自らの手で花と緑のある美しいまちづくりを推進するため、地域住民が主体となり、公園等に設置された花と緑の健康花壇への草花の植栽及び育成活動を支援。	昭和63年度～	公園みどり課
20	② 補助・助成	資源集団回収活動	市民団体（自治会、子ども会、老人会等）が自主的に行う再資源化可能物の集団回収活動を奨励し、資源物の有効利用とごみ減量、また、ごみ問題に関する市民意識の高揚を図り、地域コミュニティの醸成を促進。	平成9年度～	環境総務課
21	② 補助・助成	市指定文化財の公開活用	市指定文化財のうち、市所有のもの以外について、市文化財保護条例に基づき、修理・公開に係る経費を補助。	平成11年度～	文化スポーツ室
22	② 補助・助成	街かどデイハウスへの支援	街かどデイハウス（健康チェック（血圧等）・給食・その他利用者の日常生活の向上に資する事業）に補助金を交付。	平成14年度～	高齢介護室
23	② 補助・助成	公園愛護会	公園美化のため継続して、2人以上の地域の人で自発的に組織した団体が、毎月2回以上行う清掃・除草などの市民活動を支援。	平成14年度～	公園みどり課
24	② 補助・助成	生垣・駐車場の緑化	民有地緑化の促進を図り、緑豊かな、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進するため、緑の基本計画に基づき、生垣の設置及び民営駐車場への緑地等の設置に対し助成。	平成14年度～	公園みどり課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
25	② 補助・助成	レンゲ開放農地等の推進	都市農業の多様な機能について、市民の理解の浸透を図るため、市内の農地にレンゲを植栽し、広く市民に開放する農家に対し助成。	平成15年度～	産業振興室
26	② 補助・助成	公用車の貸出し（ボランティア団体等）	市民活動のサポートを行い、地域自治会活動等の促進を図るため、土日・祝日のボランティア活動等に公用車を貸し出す取組を実施。	平成16年度～	資産活用課
27	② 補助・助成	ふらっと ねやがわ市民企画	全ての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた講座を市民や団体が企画・立案することにより、男女共同参画に対する市民意識を更に高めることを目的に、開催費用等を支援。	平成16年度～	人権・男女共同参画課
28	② 補助・助成	市民管弦楽団の活動	市民管弦楽団の円滑な活動の推進と定期演奏会の充実を図るため、市民参画による自主的な管弦楽団の活動に対し、会場使用料の一部を負担して支援。	平成16年度～	文化スポーツ室
29	② 補助・助成	生ごみ処理機購入に対する支援	一般家庭から排出される生ごみを減量化し、又は資源化するための生ごみ処理機等の購入・継続使用に対し、補助金を交付。	平成17年度～	環境総務課
30	② 補助・助成	公益活動及びにぎわいの創出への支援	公益活動の促進とまちのにぎわいの創出を図るため、市民団体等が自主的・自発的・主体的に行う公益的な事業、にぎわいを創出する事業に対し、補助金を交付。	平成18年度～令和元年度	企画一課
31	② 補助・助成	エンジョイフェスタinねやがわ	社会教育団体等が丸となって子どもから高齢者までが楽しむことのできるレクリエーションプログラムを提供し、生涯学習の普及推進や地域コミュニティの活性化を図ることを目的としたエンジョイフェスタinねやがわを開催するため、実行委員会に対し、補助金を交付。	平成18年度～	文化スポーツ室
32	② 補助・助成	AED（自動体外式除細動器）の貸出し	市民団体等が、市域内及び市外において実施する事業・行事において、救命活動に備えるため、市所有のAED（自動体外式除細動器）を貸し出し、救命率の向上を図ることにより、安全で安心なまちづくりを推進。	平成20年度～	市民活動振興室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
33	② 補助・助成	地域協働の推進	各小学校区単位の地域協働協議会に対し、地域協働基礎交付金の支給による活動支援を行うとともに、地域協働協議会関係者会議における研修や各校区の取組事例の情報共有等を実施。	平成23年度～	市民活動振興室
34	② 補助・助成	NPO法人の活動への支援	市民協働によるまちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、NPO法人等の団体が自主的かつ自発的に行う特定非営利活動に対し、補助金を交付。	平成24年度～	市民活動振興室
35	② 補助・助成	公園・緑地等植栽サポーターへの支援	市が管理する公園・緑地等の花壇を有効活用し、ボランティア組織が自ら緑化の取組を提案・実施する活動に対する支援。	平成24年度～	公園みどり課
36	② 補助・助成	寝屋川ハーフマラソン	市民・市民団体・行政等が協働し、健康増進やスポーツの振興を図るとともに、市域の活性化やにぎわいの創出を目的とする寝屋川ハーフマラソンの開催のため、実行委員会に補助金を交付。	平成24年度～	文化スポーツ室
37	② 補助・助成	市立小学校校庭の芝生維持管理への補助	市立小学校校庭の芝生化の円滑な推進に資するため、芝生の維持管理に対し、補助金を交付。	平成24年度～	教育政策総務課
38	② 補助・助成	地区集会所太陽光発電システム設置	二酸化炭素の排出抑制と太陽光エネルギーの活用に対する市民の意識の高揚を図るため、地区集会所への太陽光発電システムの設置費用を補助。	平成26年度～	環境総務課
39	② 補助・助成	自治会による防犯カメラの設置	市内の街頭犯罪及び侵入盗等の未然防止を図るため、新たに防犯カメラを設置する自治会に対し、設置に係る費用を補助。	平成27年度～令和元年度	監察課
40	② 補助・助成	寝屋川文化芸術祭	様々な文化・芸術活動の紹介・体験、市民の日頃の活動の成果発表など、文化・芸術を体験できる機会を市民に提供するとともに、世代間交流を積極的に図り、文化・芸術活動の継承、普及推進を目的とする寝屋川文化芸術祭の開催のため、実行委員会に補助金を交付。	平成30年度～	文化スポーツ室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
41	② 補助・助成	折り畳み式箱型ネット購入に対する支援	ごみ集積所における良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、折り畳み式の箱型ネットの購入に対し、補助金を交付。	令和元年度～	環境総務課
42	③ 委託	市民体育大会	市民体育大会総合開会式及び市民体育大会20種目22競技並びに北河内・大阪府各種5大会もの様々な競技を開催。 【委託団体：NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟】	昭和25年度～	文化スポーツ室
43	③ 委託	市民文化祭	市民作品展、音楽祭、芸能祭、演芸祭など文化芸術活動の発表の場と市民に鑑賞の機会を提供するとともに、文化芸術活動の促進を図るため、毎年11月3日の文化の日を中心に開催。 【委託団体：寝屋川市市民文化祭運営委員会】 ※平成30年度から「寝屋川文化芸術祭」に再構築。	昭和26年度～平成29年度	文化スポーツ室
44	③ 委託	青少年健全育成の推進	青少年健全育成の推進のため、中学生の主張事業、青少年育成促進事業、青少年育成市民啓発推進事業（オアシス運動推進事業）の3事業を実施。 【委託団体：寝屋川市青少年指導員会】	昭和31年度～	青少年課
45	③ 委託	社会を明るくする運動	社会を明るくする運動の重点目標である「明るく住みよいまち」をつくるため、①まちを明るく清潔にする運動、②人権意識を高める運動、③青少年の健全育成を進める運動に取り組む。 【委託団体：寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会】	昭和46年度～	市民活動振興室
46	③ 委託	成人式	成人になった喜びを市全体で祝うとともに、新成人としての自覚を促し、その責務を認識させる機会とするため、新成人を対象に「成人式」を開催。1部式典、2部 旅立ちイベントを企画運営。 【委託団体：成人式実行委員会】	昭和60年度～	青少年課
47	③ 委託	市民たそがれコンサート	広く市民を対象にジャズの生演奏を聴く機会を提供し、音楽に対する理解と市民の音楽文化についての意識の高揚を図るため開催。 【委託団体：寝屋川市音楽団】	昭和62年度～平成29年度	文化スポーツ室
48	③ 委託	市民ウォーキング	市民の健康の保持増進及びコミュニティスポーツの普及推進を図るため、年2回の市民ウォーキングを実施。 【委託団体：寝屋川市スポーツ推進委員会】	平成元年度～	文化スポーツ室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
49	③ 委託	ふれあいプラザ香里の管理等業務	行政情報の提供、リサイクル図書の提供・貸出し、淀川水系淡水魚の水槽展示、芸術作品展示等の文化活動の場の提供、その他市民活動の促進に必要な事項を提供。 ※京阪本線連続立体交差事業に伴い、令和3年3月31日閉館。 【委託団体：ふれあいプラザ香里世話人会】	平成12年度 ～令和2年度	市民活動振興室
50	③ 委託	地域教育協議会（子どもの健全育成等）	12中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、地域の活性化を図るとともに子どもの健全育成に向けた体験活動等の取組を促進し、豊かな人間性を育むことを目的に設置し、地域教育力の向上に寄与。 【委託団体：12中学校区地域教育協議会】	平成12年度 ～	青少年課
51	③ 委託	外出援助サービス	外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアの方々により、外出を援助するサービスを実施。 【委託団体：社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成13年度 ～	高齢介護室
52	③ 委託	介護予防活動（通所）	街かどデイハウス（健康チェック（血圧等）・給食・その他利用者の日常生活の向上に資する事業）において、運動器機能向上・認知症予防・口腔ケアの介護予防プログラムを実施。 【委託団体：「いこいの家なりた」運営委員会、NPO法人「ふれあい時遊館」】	平成14年度 ～	高齢介護室
53	③ 委託	放課後子供教室	放課後や週末に子どもにとって安全で安心な居場所を確保し、青少年の健全育成を推進するために放課後子供教室を市立24小学校で実施。主な活動は小学校の施設や校庭を利用し、地域住民の参画を得て体験活動、スポーツ活動、文化活動、学習活動を実施。 【委託団体：24小学校区放課後子供教室実行委員会】	平成16年度 ～	青少年課
54	③ 委託	寝屋川せせらぎ公園の清掃管理業務等	週に4回、9時間の清掃及び植生のモニタリング施設点検等を実施。 【委託団体：ねや川水辺クラブ】	平成17年度 ～	下水道事業室
55	③ 委託	回覧チラシ等配布	市の取組や案内を市民に広く周知するため、回覧チラシ及びポスターを配布。 【委託団体：各自治会】	平成17年度 ～	市民活動振興室
56	③ 委託	コミュニティセンターの管理運営	市民相互の連帯感及び共同意識の醸成を図り、隣人愛あふれる地域社会の形成に寄与することを目的に市内7か所に設置しているコミュニティセンターの管理運営。（指定管理） 【指定管理者：各コミュニティセンター運営協議会等】	平成18年度 ～	市民活動振興室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
57	③ 委託	すばる・北斗福祉作業所の管理運営	障害者の発達と自立を促進する施設として、「就労の場」及び「生活の場」を提供するすばる・北斗福祉作業所の管理運営。（指定管理） 【指定管理者：社会福祉法人療育・自立センター】	平成18年度～	障害福祉課
58	③ 委託	市民活動センターの管理運営	市民が自発的に行う公益性のある組織的・継続的活動で構成員への利益分配を目的としない活動の促進を図ることを目的として設置している市民活動センターの管理運営。（指定管理） 【指定管理者：NPO法人寝屋川市民活動ネット・なかま】	平成20年度～	市民活動振興室
59	③ 委託	学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域の連携により、地域の教育力の向上を目指すため、地域全体で学校教育を支援する体制作りを行う「学校支援地域本部」の取組を推進。 【委託団体：12中学校区地域教育協議会】	平成20年度～	青少年課
60	③ 委託	元気アップ介護予防ポイント	高齢者の介護予防及び社会参画を図るため、介護施設等における社会参加活動実績を評価した上でポイントを付与し、当該ポイントを換金した「介護予防ポイント転換交付金」を高齢者の申出により交付。 【委託団体：社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成21年度～	高齢介護室
61	③ 委託	多文化共生・国際交流の推進	国際交流の推進と外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指し、外国人相談窓口事業、外国人と地域住民との交流事業、海外姉妹・友好都市との連携・調整事業、生活ガイド関連事業等、外国人の生活をサポートする取組を実施。 【委託団体：NPO法人寝屋川市国際交流協会】	平成23年度～	市民活動振興室
62	③ 委託	青年祭	寝屋川市の次世代を担う青年が集まり、新たな「青年のネットワーク」が生まれることを目的として、ダンス等の特技やパフォーマンスのほか、絵画展示など青年交流の場として開催。 【委託団体：青年祭実行委員会】	平成23年度～	青少年課
63	③ 委託	寝屋川ミュージックデー	学生相互の交流、音楽技術の向上と音楽文化の一層の発展を図るため、市内の中学生・高校生・大学生が一堂に会し、日頃の音楽活動の成果を発表する機会として、中学校や高等学校の先生及び大学生により実施。 【委託団体：寝屋川ミュージックデー実行委員会】	平成24年度～	文化スポーツ室
64	③委託	ねやがわ子どもフォーラム	学校・家庭・地域が一丸となった子育てや社会全体の支援のあり方を学ぶとともに、子どもたちの健やかな成長を願う機会として、家庭教育推進に係る取組の報告や有識者による講演会を開催。 【委託団体：ねやがわ子どもフォーラム実行委員会】	平成24年度～	青少年課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
65	③ 委託	ミュージカル「寝屋のはちかづき」	子どもの鑑賞機会の充実や地域に根ざした文化の振興を図るため、寝屋川市に伝わる民話「はちかづき姫」を題材にした本格的なミュージカルを開催。 【委託団体：ミュージカル「寝屋のはちかづき」実行委員会】	平成25年度～平成29年度	文化スポーツ室
66	③ 委託	寝屋川市アルカスピアノコンクール	音楽文化の振興を図るため、アルカスホールのスタインウェイピアノ及び音響設備を活用した、全国規模のピアノコンクールを開催。 【委託団体：寝屋川市アルカスピアノコンクール実行委員会】	平成25年度～平成29年度	文化スポーツ室
67	③ 委託	子ども読書活動の推進	平成25年度から、子ども読書活動推進事業として、読み聞かせ等の実演を実施。平成26年度からは、赤ちゃんを対象とした読み聞かせ等の事業も実施している。 【委託団体：NPO法人子どもと本をつなぐ会-おおきくなあれ-】	平成25年度～	中央図書館
68	③ 委託	大谷の里の管理運営	障害者の発達と自立を促進する施設として、他施設で受入れが困難な重度障害の方々も利用できる施設として役割を担う大谷の里の管理運営。（指定管理） 【指定管理者：社会福祉法人療育・自立センター】	平成27年度～	障害福祉課
69	④-1 アンケート調査	公共交通に関するアンケート調査	地域公共交通網形成計画策定に係るアンケート調査	平成29年度	交通政策課
70	④-1 アンケート調査	市民意識調査	第五次総合計画後期基本計画で設定している市民意識の指標の現状値及び市民ニーズ等を把握するためのアンケート調査	平成29年度 平成30年度	企画二課
71	④-1 アンケート調査	第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査	第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査	平成30年度	こどもを守る課
72	④-1 アンケート調査	男女共同参画に関する意識調査	第5期ねやがわ男女共同参画プラン策定に係る市民等意識調査	令和元年度	人権・男女共同参画課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
73	④-1 アンケート 調査	地域福祉計画 の見直しに向 けたアンケー ト調査	第4次地域福祉計画策定に係るアンケート調査	令和元年度	福祉総務課
74	④-1 アンケート 調査	第五次総合計 画後期基本計 画達成状況調 査	第五次総合計画後期基本計画における市民意識の指 標の達成状況等を把握するためのアンケート調査	令和2年度	企画一課
75	④-1 アンケート 調査	第3次環境基 本計画アン ケート調査	第3次環境基本計画策定に係るアンケート調査	令和2年度	環境総務課
76	④-1 アンケート 調査	障害福祉計画 策定に係る ニーズ調査	障害福祉計画（第6期計画）・障害児福祉計画（第 2期計画）策定に係るアンケート調査	令和2年度	障害福祉課
77	④-1 アンケート 調査	都市計画マス タープラン改 定に係る市民 アンケート調 査	都市計画マスタープラン改定に係るアンケート調査	令和2年度	2軸化事業 本部
78	④-1 アンケート 調査	第二次健康増 進計画策定に 係るアンケー ト調査	第二次健康増進計画策定に係るアンケート調査	令和3年度	保健総務課
79	④-1 アンケート 調査	テレマーケ ティング	ＩＶＲ（自動音声応答）システムを用いたニーズ調 査 〔テーマ〕 （第1回）日頃の困り事、キャッシュレス決済の普及 （第2回）コロナ禍での子育て世代の困り事 （第3回）体感治安の要因	令和2年度	企画二課
80	④-1 アンケート 調査	市内経済調査	新型コロナウイルス感染症の影響による市内事業者 の現状等を把握するためのアンケート調査	令和2年度	企画二課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
81	④-1 アンケート調査	テーマ別アンケート調査	特定のテーマを深掘りし、市内における特徴・傾向をつかむためのアンケート調査 ＜令和2年度＞ シルバー世代を対象とした行政情報の取得状況等の調査	令和2年度 ～	企画二課
82	④-1 アンケート調査	SNSを活用した調査	全国的なトレンドや一般的・社会的なニーズを適切に把握することを目的とするLINEを活用したマーケティング調査。 ＜令和2年度＞ 図書館新設に向けたアンケート調査	令和2年度 ～	企画二課
83	④-1 アンケート調査	新住民の声の把握	市の子育て支援、子育て環境等について転入間もない子育て世代を対象にしたアンケート調査	令和3年度	企画二課
84	④-2 パブリック・コメント 手続	中核市移行基本方針	中核市移行基本方針（素案）のパブリック・コメント	平成29年度	企画一課
85	④-2 パブリック・コメント 手続	みんなのまち基本条例の一部改正	みんなのまち基本条例の一部改正（素案）のパブリック・コメント	平成29年度	企画一課
86	④-2 パブリック・コメント 手続	地域防災計画	地域防災計画（素案）のパブリック・コメント	平成29年度	防災課
87	④-2 パブリック・コメント 手続	立地適正化計画	立地適正化計画（素案）のパブリック・コメント	平成29年度	2軸化事業本部
88	④-2 パブリック・コメント 手続	健康増進計画	健康増進計画（素案）のパブリック・コメント	平成29年度	保健総務課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
89	④-2 パブリック・コメント 手続	高齢者保健福祉計画（2018～2020）	高齢者保健福祉計画（2018～2020）（素案）のパブリック・コメント	平成29年度	高齢介護室
90	④-2 パブリック・コメント 手続	障害者長期計画（第3次計画）、障害福祉計画（第5期計画）・障害児福祉計画（第1期計画）	障害者長期計画（第3次計画）（素案）、障害福祉計画（第5期計画）・障害児福祉計画（第1期計画）（素案）のパブリック・コメント	平成29年度	障害福祉課
91	④-2 パブリック・コメント 手続	空き家等・老朽危険建築物等対策計画	空き家等・老朽危険建築物等対策計画（素案）のパブリック・コメント	平成29年度	住宅政策課
92	④-2 パブリック・コメント 手続	興行場法施行条例	興行場法施行条例（素案）のパブリック・コメント	平成30年度	保健衛生課
93	④-2 パブリック・コメント 手続	美容師法施行条例	美容師法施行条例（素案）のパブリック・コメント	平成30年度	保健衛生課
94	④-2 パブリック・コメント 手続	理容師法施行条例	理容師法施行条例（素案）のパブリック・コメント	平成30年度	保健衛生課
95	④-2 パブリック・コメント 手続	旅館業法施行条例	旅館業法施行条例（素案）のパブリック・コメント	平成30年度	保健衛生課
96	④-2 パブリック・コメント 手続	手と手で心をつなぐ手話言語条例	手と手で心をつなぐ手話言語条例（素案）のパブリック・コメント	平成30年度	障害福祉課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
97	④-2 パブリック・コメント 手続	住宅宿泊事業法施行条例	住宅宿泊事業法施行条例（素案）のパブリック・コメント	平成30年度	保健衛生課
98	④-2 パブリック・コメント 手続	みどりの基本計画（改定版）	みどりの基本計画（改定版）（素案）のパブリック・コメント	平成30年度	公園みどり課
99	④-2 パブリック・コメント 手続	地域公共交通網形成計画	地域公共交通網形成計画（素案）のパブリック・コメント	平成30年度	交通政策課
100	④-2 パブリック・コメント 手続	子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例	子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例（素案）のパブリック・コメント	令和元年度	保健総務課
101	④-2 パブリック・コメント 手続	教育大綱	教育大綱（素案）のパブリック・コメント	令和元年度	教育政策総務課
102	④-2 パブリック・コメント 手続	上下水道事業経営戦略	上下水道事業経営戦略（素案）のパブリック・コメント	令和元年度	経営総務課
103	④-2 パブリック・コメント 手続	第2期子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリック・コメント	令和元年度	こどもを守る課
104	④-2 パブリック・コメント 手続	第六次総合計画	第六次総合計画（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	企画一課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
105	④-2 パブリック・コメント 手続	国土強靱化地域計画	国土強靱化地域計画（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	防災課
106	④-2 パブリック・コメント 手続	第3次子ども読書活動推進計画	第3次子ども読書活動推進計画（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	中央図書館
107	④-2 パブリック・コメント 手続	社会教育推進計画	社会教育推進計画（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	社会教育課
108	④-2 パブリック・コメント 手続	第5期ねやがわ男女共同参画プラン	第5期ねやがわ男女共同参画プラン（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	人権・男女共同参画課
109	④-2 パブリック・コメント 手続	第3次環境基本計画	第3次環境基本計画（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	環境総務課
110	④-2 パブリック・コメント 手続	一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	環境総務課
111	④-2 パブリック・コメント 手続	第4次地域福祉計画	第4次地域福祉計画（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	福祉総務課
112	④-2 パブリック・コメント 手続	高齢者保健福祉計画（2021～2023）	高齢者保健福祉計画（2021～2023）（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	高齢介護室

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
113	④-2 パブリック・コメント ト手続	障害福祉計画（第6期計画）、障害児福祉計画（第2期計画）	障害福祉計画（第6期計画）、障害児福祉計画（第2期計画）（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	障害福祉課
114	④-2 パブリック・コメント ト手続	公共施設等総合管理計画個別計画（アクションプラン）（素案）	公共施設等総合管理計画個別計画（アクションプラン）（素案）のパブリック・コメント	令和2年度	資産活用課
115	④-2 パブリック・コメント ト手続	地域防災計画	地域防災計画（素案）のパブリック・コメント	令和3年度	防災課
116	④-2 パブリック・コメント ト手続	第2次地球温暖化対策地域計画	第2次地球温暖化対策地域計画（素案）のパブリック・コメント	令和3年度	環境総務課
117	④-2 パブリック・コメント ト手続	都市計画マスタープラン（改定版）	都市計画マスタープラン（改定版）（素案）のパブリック・コメント	令和3年度	2軸化事業本部
118	④-3 ワーク ショップ	寝屋川再生ワークショップ	市内の水辺環境の整備と保全を推進するため、ワークショップを開催。	平成13年度～	下水道事業室
119	④-3 ワーク ショップ	子どもの本に関するワークショップ	子どもに図書館を知ってもらい、子どもの読書活動の推進を図るためのワークショップを開催。	平成23年度～	中央図書館
120	④-3 ワーク ショップ	寝屋川市第四中学校区小中一貫校建設内容検討ワークショップ	（仮称）第四中学校区小中一貫校建設計画について、関係団体との情報共有・連絡調整を行う場として、ワークショップを開催。	平成29年度	教育政策総務課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
121	④-3 ワーク ショップ	寝屋川市総合 計画策定に係 る市民ワーク ショップ	第六次総合計画の策定に当たり、市民が行政に求める役割や、市民が感じる寝屋川市の課題等を明らかにすることを目的に、ワークショップを開催。	平成30年度	企画一課
122	④-4 審議会等	交通安全都市 推進委員会	委員（学識経験者、寝屋川警察、寝屋川交通安全協会、関係団体、国等）により、交通安全実施計画（案）等の意見等を聴取。	昭和37年度 ～	交通政策課
123	④-4 審議会等	クリーンセン ター運営協議 会	地域住民の意向を十分に反映させ、クリーンセンターの無公害化と適正な運営を行うため、クリーンセンターの運営について意見交換を実施。	昭和57年度 ～	環境事業課
124	④-4 審議会等	環境保全審議 会	良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項について審議するとともに環境基本計画・地球温暖化対策地域計画の推進と進捗管理を実施。（委員15人中2人が市民公募委員）	昭和61年度 ～	環境総務課
125	④-4 審議会等	ごみ減量化・ リサイクル推 進会議	ごみ減量とリサイクルの推進に向けた具体的な取組の立案・実践活動の推進、啓発、普及活動を実施。（委員16人中3人が市民公募委員）	平成7年度 ～	環境総務課
126	④-4 審議会等	高齢者保健福 祉計画推進委 員会	高齢者保健福祉計画（2021～2023）の策定及びその推進に関する施策の審議に加え、地域包括支援センターの運営及び介護保険制度等の高齢者保健福祉施策を審議。（委員15人中2人が市民公募委員）	平成11年度 ～	高齢介護室
127	④-4 審議会等	男女共同参画 審議会	第5期ねやがわ男女共同参画プランの目標達成に向けた取組の進捗状況や課題などについて検証し、解決に向けた効果的な取組や新たな課題等について審議。（委員13人中2人が市民公募委員）	平成12年度 ～	人権・男女 共同参画課
128	④-4 審議会等	国民健康保険 運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議。（委員14人中1人が市民公募委員）	平成13年度 ～	市民サービ ス部（国民 健康保険担 当）

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
129	④-4 審議会等	家庭教育支援 連絡会	家庭教育推進指針に基づく家庭教育の推進及び家庭教育に関する支援策について情報収集や意見交換を実施。	平成14年度 ～	青少年課
130	④-4 審議会等	野外活動セン ター指定管理 者選定委員会	野外活動センターの指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員）	平成16年度 ～	文化スポー ツ室
131	④-4 審議会等	市民会館指定 管理者選定委 員会	市民会館の指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員）	平成17年度 ～	市民活動振 興室
132	④-4 審議会等	公募補助金審 査委員会	「寝屋川市公益活動支援公募補助金」及び「寝屋川市にぎわい創出公募補助金」の補助対象事業について、客観的な審査を実施。（委員6人中2人が市民公募委員）	平成18年度 ～令和元年度	企画一課
133	④-4 審議会等	地域密着型 サービス等運 営委員会	地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援事業の適正な運営を図るための意見交換及び連絡調整を実施。	平成18年度 ～	高齢介護室
134	④-4 審議会等	高齢者福祉セ ンター指定管 理者選定委員 会	中央高齢者福祉センター及び西高齢者福祉センターの指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中2人が関係団体委員）	平成18年度 ～	高齢介護室
135	④-4 審議会等	市民体育館指 定管理者選定 委員会	市民体育館の指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員）	平成19年度 ～平成29年 度	文化スポー ツ室
136	④-4 審議会等	エスポアール 指定管理者選 定委員会	エスポアールの指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員）	平成20年度 ～	社会教育課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
137	④-4 審議会等	安全推進協議会	市民・関係団体並びに関係機関が一体となって、安全で安心して誰もが暮らしやすいまちの実現に寄与するため、安全推進施策の実施に必要な事項及び新たな啓発方法や取組等の討議・検討を実施。（委員18人中2人が市民公募委員）	平成22年度～	監察課
138	④-4 審議会等	景観審議会	良好な景観形成に関する重要事項等を審議。（委員11人中2人が市民公募委員）	平成22年度～	審査指導課
139	④-4 審議会等	文化振興会議	文化の振興に関する重要事項について意見交換を実施。（委員7人中1人が市民公募委員）	平成22年度～	文化スポーツ室
140	④-4 審議会等	地域交流センター指定管理者選定委員会	地域交流センターの指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員）	平成22年度～	文化スポーツ室
141	④-4 審議会等	地域福祉計画推進委員会	地域福祉の推進に関する課題や解決方法について、継続的な審議を行い、第3次地域福祉計画の進捗管理や第4次地域福祉計画について審議。（委員13人中2人が市民公募委員（令和3年度現在））	平成24年度～	福祉総務課
142	④-4 審議会等	障害者計画等推進委員会	障害児者施策を総合的、計画的に推進するための意見交換等を実施。（委員18人中2人が市民公募委員（令和3年度現在））	平成25年度～	障害福祉課
143	④-4 審議会等	子ども・子育て会議	学識経験者、民生委員児童委員、私立幼稚園協議会会員、保育所協議会会員等により、第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等の審議を実施。	平成25年度～	こどもを守る課
144	④-4 審議会等	学び館指定管理者選定委員会	学び館の指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員）	平成27年度～	社会教育課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
145	④-4 審議会等	地域公共交通 協議会	委員（学識経験者、交通事業者、関係団体、国、大阪府、公募市民等）により、地域公共交通網形成計画の進捗状況等の意見等を聴取。（委員23人中3人が市民公募委員（令和3年度現在））	平成28年度 ～	交通政策課
146	④-4 審議会等	まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会	産官学金労言（産業界、行政、学識経験者、金融機関、労働関係団体、広告・報道関係者）により、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等の検証を実施。	平成28年度 ～	企画一課
147	④-4 審議会等	動物愛護推進協議会	市、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体、その他の動物の愛護及び適正な飼養について普及啓発を行っている団体等の相互の連携の下に、動物愛護管理行政を推進。	平成28年度 ～	保健衛生課
148	④-4 審議会等	みんなのまち基本条例検証委員会	前回検証を行った平成24年度から5年が経過するため、規定により条例の検証を実施。（委員11人中3人が市民公募委員）	平成29年度	企画一課
149	④-4 審議会等	総合計画審議会	令和3年度を初年度とする第六次総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて審議。（委員24人中3人が市民公募委員）	令和元年度 ～令和2年度	企画一課
150	④-4 審議会等	地域保健審議会	保健所の運営、市民の健康づくり、地域保健対策の推進等について総合的に審議。（委員15人中2人が市民公募委員）	令和元年度 ～	保健総務課
151	④-4 審議会等	廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物処理基本計画について、市長の諮問に応じて審議。（委員15人中3人が市民公募委員）	令和2年度	環境総務課
152	④-4 審議会等	市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	寝屋川市第2期子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、寝屋川市立の幼稚園及び保育所の在り方について調査審議。（委員10人中2人が市民公募委員）	令和2年度～	保育課・学務課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
153	④-4 審議会等	市営住宅指定 管理者選定委 員会	市営住宅の指定管理者の候補者の選定についての調査審議を実施。（委員5人中1人が市民公募委員）	令和3年度～	まちづくり 推進課
154	④-5 地域の連絡 会等	まちづくり協 議会	密集住宅地区（萱島東、池田・大利、香里）における各地区整備計画に基づき、快適な住環境の整備と災害に強いまちづくりを図るため、住民自ら、整備計画の促進に参加することにより、住み良いまちづくりを推進。	昭和59年度 ～	住宅政策課
155	④-5 地域の連絡 会等	小路地区まち づくり協議会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、地権者の意向に沿った良好なまちづくりを推進。平成26年に小路土地区画整理組合を設立。	平成17年度 ～令和元年度	まちづくり 推進課
156	④-5 地域の連絡 会等	香里園まちづ くり委員会	平成20年2月に策定した香里園駅周辺地区まちづくり構想の具体化に向けて、地区の住民や地区で活動する商業者、事業者、学識経験者、学生及び各種団体などが集まり、地区のまちづくりについて調査・研究・協議を行うと共に、関係団体等と協力しながら、地区の活性化と魅力ある良好なまちづくりを推進。	平成22年度 ～	高架事業課
157	④-5 地域の連絡 会等	寝屋川公園駅 前線沿道地区 まちづくり協 議会	寝屋川市東部地区まちづくり構想図において、寝屋川公園駅前線周辺整備エリアに位置付けされた地区を対象に、「駅前のシンボルロードの整備に合わせた誰もが安全・快適・便利で魅力的な沿道市街地の形成」の実現に向けて良好なまちづくりを推進。平成29年に打上高塚町土地区画整理組合を設立。	平成24年度 ～令和2年度	まちづくり 推進課
158	④-5 地域の連絡 会等	ふるさとリー サム地区まち づくりを考える 会・ふるさと リーサム地区 まちづくり協 議会	ふるさとリーサム地区まちなか再生エリアにおいて、「誰もが帰ってきたくなる・訪れたいくなる住み続けたい安心・安全なまち」を基本理念に、地域の資源をいかした、誰もが安心して暮らしていける住環境整備を推進。	平成24年度 ～	まちづくり 推進課
159	④-5 地域の連絡 会等	寝屋二丁目・ 寝屋川公園地 区まちづくり 協議会	令和3年7月10日に寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会を設立し、計画的なまちづくりを推進。	令和3年度	2軸化事業 本部
160	④-6 政策形成過 程への参画 （その他）	ねやがわ若者 会議	「笑顔が広がるまち」の実現に向けて、若い世代の視点から出た意見等を踏まえ、今後、市において実施すべき施策を検討することを目的に開催。	平成28年度 ～平成30年 度	企画一課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
161	④-6 政策形成過程への参画 (その他)	まちづくりひろば	誰もが住み慣れた地域で、地域とつながりをもって安心して暮らせるまちにするために、福祉課題について意見交換し、みんなで解決策を考える場として開催。	平成29年度 ～令和元年度	福祉総務課
162	④-6 政策形成過程への参画 (その他)	地域協働協議会からの地域課題の聞き取り	地域が抱える課題やニーズなどを把握し、総合計画策定の参考とするため、市内全ての地域協働協議会に対しアンケート及び意見聞き取りを実施。	平成30年度	企画一課
163	④-6 政策形成過程への参画 (その他)	タウンミーティング	各コミュニティセンターエリアごとに開催し、市長が市のまちづくりについての考えやビジョンを説明するとともに、市民から直接地域の課題や要望を聴取。	令和元年度 ～	企画二課
164	④-6 政策形成過程への参画 (その他)	都市計画マスタープラン改定に当たっての公聴会	都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープランの改定」に当たり、公聴会を実施。	令和3年度	2軸化事業本部
165	④-6 政策形成過程への参画 (その他)	都市計画公園及び緑地の変更・廃止に当たっての公聴会	「東部大阪都市計画公園の変更」に当たり、公聴会を実施。	令和3年度	2軸化事業本部
166	⑤ その他	各種団体との懇談会	各種団体からの陳情・要望書の回答に併せて、要望により懇談会の開催及び意見交換を実施。	開始年度不明	企画二課
167	⑤ その他	水路及び下水道清掃活動	地元自治会等による地元の清掃及び草刈、ごみ拾い等の支援として、用具貸出し、残土回収を実施。	開始年度不明	下水道事業室
168	⑤ その他	障害者サービス（録音図書・点字図書の提供）	市民ボランティア団体に依頼し、作成した録音図書・点字図書による視覚障害者等への資料・情報提供。	昭和46年度 ～	中央図書館

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
169	⑤ その他	おたのしみ会	市民ボランティアの団体の企画による、おはなし会（中央図書館、東図書館）、かみしばい（中央図書館）、大型紙芝居・絵本の読み聞かせ・手遊び等（中央図書館、東図書館）を実施。	昭和47年度～	中央図書館
170	⑤ その他	消費生活モニター	市民公募した消費生活モニターによる「生活関連物資販売価格調査及びモニター通信」の報告や消費生活に関する街頭啓発など、消費者行政を推進。	昭和59年～令和2年度	消費生活センター
171	⑤ その他	貸農園の推進	遊休農地の活用により、市民に広く農と触れ合う機会を増やすことを目的とする市民農園を実施。	昭和61年度～	産業振興室
172	⑤ その他	おはなし（ストーリーテリング）の入門講座	市民ボランティアの団体（寝屋川おはなしを語る会）の企画による、ストーリーテリングの入門講座を実施。	昭和62年度～	中央図書館
173	⑤ その他	としょかんまつり	市民が図書に興味を持ち、図書館に足を運んでもらえるよう、市の図書館関係団体等が一堂に会し、日頃の活動成果や趣向を凝らした催し物を実施。	昭和62年度～	中央図書館
174	⑤ その他	地域人材活用	少子高齢化・国際化・情報化等社会の変化に対応しつつ、子どもたちが心豊かに主体的に生きていく資質や能力を身に付けることができるよう、一人一人の個性や創造力、豊かな心を育む教育を推進。子どもたちが明るく生き生きと学び、保護者・地域住民等に信頼される活力ある幼稚園づくりを進める必要があり、幼稚園教育活動の活性化を図るため、幼稚園・家庭・地域社会の連携及び幼稚園外の専門的な知識を持った人材を活用。	平成11年度～	学務課
175	⑤ その他	ねやがわ発「出前講座」	市民が知りたい・聞きたい・学びたい内容について、市の職員が出向いて話をし、市民の生涯学習にいかすとともに、市民が市政の情報を知り、市政への参画を推進することで、「笑顔が広がるまち寝屋川」を共に築くことを目的に実施する。	平成13年度～令和元年度	企画二課
176	⑤ その他	ふらっとねやがわ連絡会との連携	男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う登録団体（ふらっとねやがわ連絡会）の活動の活性化を図ることを目的に、ふらっとねやがわまつりの開催など、関係団体の交流を通じた、男女がともにいきいきと活動できる社会の形成を目指した取組を実施。	平成13年度～	人権・男女共同参画課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
177	⑤ その他	ファミリー・サポート・センター	子育てをする上で、幼児、児童の預かりの援助を受けたい人と当該援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進。	平成13年度～	子育てリフレッシュ館
178	⑤ その他	スポーツリーダーズバンク	スポーツ指導者を増やすとともに、スポーツ指導者の資質向上を図るため、スポーツインストラクター養成講習会を開催。また、修了者には、スポーツリーダーズバンクに登録いただき、スポーツ指導者を探している市民グループとスポーツを指導したい人との橋渡しを実施。	平成13年度～	文化スポーツ室
179	⑤ その他	家庭教育サポートチーム	全小学校を拠点に家庭教育サポーターを配置し、子育てに悩む保護者やその家庭や児童に対し、きめ細かな家庭教育の支援を行う。	平成15年度～	青少年課
180	⑤ その他	精神障害者への支援に関する地域理解の促進	精神障害者への支援について日頃悩んでいる人やこころの病について勉強してみたい人等を対象に、精神障害に関する基礎的な知識を深めるための研修会等の開催や啓発物を発行。また、市民向けに精神障害について知ってもらうため、イベントを実施。	平成14年度～	障害福祉課
181	⑤ その他	市民団体等による簡易広告物除却	道路等の公共施設に違法に掲出された簡易広告物（貼り紙・貼り札・広告旗・立看板等）の除却権限を市民団体等に一部委任し、市民と市が協働で地域的美観維持を実施。市民団体等が除却した簡易広告物を市が回収、処分。	平成15年度	道路管理課
182	⑤ その他	学校評議員	学校・家庭・地域が、連携協力しながら一体となって、子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に学校評議員を設置。	平成15年度～	教育指導課
183	⑤ その他	子育て支援に係る市民ボランティアの活用	絵本・紙芝居の読み聞かせや保護者を対象とした講座を実施する際の講師等に、市民ボランティアを活用。	平成16年度～	こどもセンター
184	⑤ その他	子どもの安全見守り隊	各小学校区で結成されている「子どもの安全見守り隊」による地域の安全啓発活動の推進を図るため、子どもの登下校時の見守り、地域パトロールカー運転ボランティアとしての巡回パトロールの実施。	平成16年度～	青少年課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
185	⑤ その他	学校法人等との連携	〔学校法人・公立大学法人との連携〕 地域活性化や人材の育成に取り組むため、学校法人等と教育・文化、保健・医療、産業振興、都市交流、まちづくりなど様々な分野において連携。（協定締結：8法人） 〔民間企業等との連携〕 地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持続的発展に向けて連携。（協定締結：6法人、1市）	平成17年度～	企画二課
186	⑤ その他	美しいまちづくり条例の啓発	市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任で環境美化を推進するため、市内4駅前でのポイ捨ての禁止等の周知・啓発活動を実施。	平成18年度～	環境総務課
187	⑤ その他	児童文学地域講座	市民団体（寝屋川子どもと本の連絡会）の企画により、市内の幼稚園や社会教育施設において絵本の選び方や絵本についての講座を実施。	平成18年度～	中央図書館
188	⑤ その他	子ども読書活動推進啓発講座	市民団体（寝屋川子どもと本の連絡会）の企画により、読み聞かせ等の講座を実施。	平成18年度～	中央図書館
189	⑤ その他	地域住民等による道路美化活動「地域が育む道路美化」	美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るため、市と地域住民（自治会、市民グループ、企業等）とが、身近な道路でそれぞれの役割分担において、自主的かつ自発的なボランティア活動として市道（歩道）の一定区間の清掃等を継続的に実施。	平成19年度	道路管理課
190	⑤ その他	認知症サポーター養成講座	認知症の人やその家族の応援者（認知症サポーター）を養成するための講座を開催し、広く市民に認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発を図り、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを推進。	平成20年度～	高齢介護室
191	⑤ その他	徘徊高齢者等発見支援メール	認知症の高齢者が行方不明になった時に、「メールねやがわ」に事前登録している市民に高齢者情報を配信し、早期発見のための情報提供を依頼することで、市民協働による認知症支援のネットワークを構築するとともに、高齢者等の住み慣れた地域での生活を支援。	平成20年度～	高齢介護室
192	⑤ その他	地域障害者雇用啓発事業	市民・企業・就労支援機関等を対象とし、①障害者の就労への意欲向上、②障害者の就労を支援する関係機関の連携強化と支援スキルの向上、③市民への啓発と企業・事業所における雇用の啓発と促進を目的とする啓発事業「エル・ガイダンスinねやがわ」を実施。	平成20年度～	障害福祉課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
193	⑤ その他	みんなのまちトレーニングブックを活用した「協働」授業	みんなのまち基本条例の基本理念である協働を学ぶため、みんなのまちトレーニングブックを作成し、全市立小学校6年生を対象に、児童が協働について考えるきっかけづくりとしての授業を実施。	平成21年度 ～令和元年度	企画一課
194	⑤ その他	まちのせんせいバンク	自らの経験や学習で得た得意な技術・技能・知識をいかし、生涯学習のボランティアとして地域で活動する人に「まちのせんせい」の人材バンクに登録いただき、人的資源の活用、市民協働参画を推進。	平成21年度 ～	社会教育課
195	⑤ その他	子育て応援リーダー	子育ての不安や負担感の軽減を図るため、養成した有償ボランティアである子育て応援リーダーが、地域での子育て支援活動を実施。	平成22年度 ～	子育て支援課
196	⑤ その他	学生レポーター	若い感性を誌面に取り込み、若者世代の読者層拡大を図るため、市と包括連携協定を結んでいる教育機関等の学生による取材を基にした記事を広報ねやがわに掲載。	平成24年度 ～	企画三課
197	⑤ その他	ふるさとリーサム地区まちなみ環境整備	「誰もが帰ってきたくなる・訪れたい住み続けたい安心・安全なまち」を基本理念とし、ふるさとリーサム地区まちなみ再生エリアにおいて、地域の活性化や歴史的な資源をいかしつつ、誰もが安心して暮らしていける住環境を地域住民と一体となって整備。	平成24年度 ～	まちづくり推進課
198	⑤ その他	産業振興に関する連絡調整会議	市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者等と産業振興に関する取組等について意見交換を実施。	平成25年度 ～	産業振興室
199	⑤ その他	環境フェア	日々の暮らしにおける環境問題や緑豊かなまちづくり、水資源の有効活用について市民と共に考え、環境に優しい社会の実現を図るとともに、市民の理解を深めるための環境啓発イベントを開催。	平成29年度 ～	環境総務課
200	⑤ その他	段ボールコンポストモニター	段ボールコンポストによるごみの減量効果の検証等を目的としたモニター調査を実施。	令和元年度	環境総務課

NO	区分	名称	概要	実施年度	所管課
201	⑤ その他	美化推進レポートマップ事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民、事業者、行政の協働による美化活動の停滞や、地域コミュニティが希薄になっている中で、アプリを活用し、市民からの通報をレポートマップに反映させてごみの回収を進め、美しいまちづくりを推進。	令和3年度～	環境事業課

寝屋川市みんなのまち基本条例

平成 19 年 12 月 25 日

条例第 24 号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 協働（第 4 条—第 11 条）

第 3 章 市民（第 12 条）

第 4 章 議会（第 13 条—第 15 条）

第 5 章 行政（第 16 条—第 24 条）

第 6 章 条例の実効性の確保等（第 25 条—第 27 条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他のまちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

(基本理念)

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

第2章 協働

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

- 2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害、犯罪等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

(透明性の確保等)

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答しなければならない。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明しなければならない。

(情報公開)

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(市民活動の尊重等)

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

第3章 市民

(市民の役割及び責務)

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

- 2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

- 2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(議会の責務)

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

- 2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

第5章 行政

(市長の役割及び責務)

第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

第17条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

- 2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

- 3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

(職員の役割及び責務)

第18条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

- 2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

(市政運営)

第 19 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

(財政運営)

第 20 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第 21 条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

(行政手続)

第 22 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(法令遵守)

第 23 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。

(国、他の自治体等との連携)

第 24 条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

第 6 章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第 25 条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(住民投票制度)

第 26 条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第 27 条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨にのっとって検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 39 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 3 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 4 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市みんなのまち基本条例（平成19年条例第24号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、条例の内容についての検証を行うため、寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議（以下「検証会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検証会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の運用面の課題及び対応に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の内容に関し検証が必要と認められる事項

(組織)

第3条 検証会議の委員は、寝屋川市庁議規程（平成元年寝屋川市訓令第1号）第10条に規定する職員（市長を除く。）をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検証会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は経営企画部担当副市長が、副委員長は他の副市長（副市長が2人置かれなかった場合は、委員長が指名する者）になるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検証会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検証会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員長は、会議の進行において必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(プロジェクト・チーム)

第7条 条例の検証において専門的な調査、検討等を行うため、検証会議に寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム（以下「プロジェクト・チーム」という。）を置く。

- 2 プロジェクト・チームの構成員（以下「構成員」という。）は、各部又は局の総務を担当する課等の所属長又は所属長が指定する課長になるものとする。

- 3 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、あらかじめ当該構成員が指定する職員（当該課等に所属する職員に限る。）が代わって構成員となる。
- 4 プロジェクト・チームに総括者を置き、総括者は経営企画部企画一課における課長になるものとする。
- 5 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、あらかじめ総括者が指定する職員が代わって総括者となるものとする。
- 6 プロジェクト・チームの会議は、総括者が招集し、総括者がその議長となる。
- 7 総括者は、プロジェクト・チームにおいて調査、検討等を行った内容について、委員長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 検証会議の庶務は、経営企画部企画一課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（（仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議設置要綱の廃止）

- 2 （仮称）寝屋川市みんなのまち条例推進会議設置要綱（平成18年8月7日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月9日から施行する。

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム構成員名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
1	西村 直人	経営企画部企画一課長	総括者
2	高宮 一納	経営企画部企画四課長	
3	草山 将一	財務部資産活用課長	
4	静 友哉	総務部次長（総務課・契約課担当）兼総務課長	
5	國村 幸司	危機管理部監察課長	
6	前田 憲司	市民サービス部次長（税務管理・市民税・固定資産税担当）兼課長（市民税担当）	
7	善利 真路	市民活動部市民活動振興室課長	
8	園 高哉	環境部環境総務課長	
9	豊山 人司	健康部保健総務課長	
10	山口 美加	福祉部次長（福祉総務課担当）兼福祉総務課長	
11	木村 克久	こども部こどもを守る課課長	
12	監物 宏一	2軸化事業本部次長兼課長	
13	仲西 淳	まちづくり推進部次長（まちづくり推進課・住宅政策課担当）兼まちづくり推進課長	
14	新谷 昌彦	都市基盤整備部道路管理課長	
15	谷口 隼人	上下水道局経営総務課長	
16	倉崎 友行	議会事務局次長兼課長	
17	川原 祐	学校教育部教育政策総務課長	
18	谷口 卓也	社会教育部次長（社会教育課・中央図書館・青少年課担当）兼社会教育課長	

計 18 人

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム会議開催状況

	日 程 ・ 場 所	会 議 内 容
第 1 回	令和 3 年 11 月 17 日（水） 議会棟 4 階 第一委員会室	○みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム における条例の検証について ○条例の検証に伴う調査について
第 2 回	令和 4 年 2 月 28 日（月）～ 3 月 7 日（月） （書面開催）	○検証報告書[前半部分]（案）について
第 3 回	令和 4 年 3 月 7 日（月）～ 3 月 11 日（金） （書面開催）	○検証報告書[後半部分]（案）について
第 4 回	令和 4 年 3 月 25 日（金） 議会棟 4 階 第一委員会室	○みんなのまち基本条例検証報告書（案）につ いて

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
1	市川 克美	副市長	委 員 長
2	高須 郁夫	教育長	
3	杉本 達也	理事（経営企画部・総務部担当、市民サービス・働き方改革担当）兼経営企画部長兼市長室長	副委員長
4	田中 英年	理事（財務部・まちづくり推進部・都市基盤整備部担当）兼2軸化事業本部長	
5	池 真一	管理監 上下水道事業管理者 職務代理者 上下水道局理事	
6	荒木 和美	理事（子育て・教育総合支援担当）兼2軸化事業本部長代理兼管理監 教育次長兼学校教育部長	
7	溝口 正博	財務部長	
8	木場 富士夫	総務部長	
9	荻野 裕嗣	危機管理監兼危機管理部部長（監察課担当）	
10	林 竜也	危機管理部部長	
11	中井 重典	市民サービス部長	
12	青木 俊治	市民サービス部部長（総務・窓口・広聴担当、市民サービス改革担当）兼経営企画部部長（市民サービス改革担当）	
13	三宅 章介	市民活動部長兼市民活動振興室長 社会教育部部長（文化スポーツ室担当）	
14	谷口 卓也	環境部長	
15	藏守 利彦	健康部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	
16	田中 英夫	健康部部長兼保健所長	
17	邑川 和之	福祉部長兼福祉事務所長	
18	畑中 克仁	こども部長	
19	清山 昌俊	まちづくり推進部長兼2軸化事業本部副本部長	
20	猪俣 由紀子	まちづくり推進部部長（産業振興室担当）兼産業振興室長 農業委員会事務局長	
21	大坪 信幸	都市基盤整備部長兼2軸化事業本部副本部長	
22	中村 貴次	会計管理者	
23	九條 勝広	上下水道局長	
24	北川 博紀	上下水道局部長（下水道事業室担当）兼下水道事業室長	
25	坂田 さゆり	議会事務局長	
26	宮永 稔生	学校教育部部長（施設給食課担当）	
27	若林 勲	教育監兼総合教育研修センター所長	
28	山口 健司	教育監	
29	中村 誠	社会教育部長	

計 29 人

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議開催状況

	日 程 ・ 場 所	会 議 内 容
第 1 回	令和 3 年 11 月 17 日（水） 議会棟 4 階 第一委員会室	○みんなのまち基本条例検証会議における条例の検証について ○条例の検証に伴う調査について
第 2 回	令和 4 年 4 月 14 日（木） 議会棟 4 階 第一委員会室	○プロジェクト・チーム検証報告書の内容確認について
第 3 回	令和 4 年 5 月 2 日（月） 議会棟 4 階 第一委員会室	○検証会議検証報告書（案）の内容確認について